

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)
 FAX 011-232-1385
 印刷 富士プリント(株)

告示

- 有害興行の指定 (生活文化・青少年室) 五七
- 特定非営利活動法人の定款の変更 (生活振興課) 五八
- 地方卸売市場の廃止の許可 (地域産業課) 五八
- 卸売業務の廃止の届出 (地域産業課) 五八
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出 (地域産業課) 五八
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出 (地域産業課) 五九
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出の訂正 (地域産業課) 六一
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 六一
- 土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可 (土地改良指導課) 六一
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 六一
- 土地改良区連合が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可 (土地改良指導課) 六一
- 土地改良事業の施行の同意 (土地改良指導課) 六一
- 土地改良事業の計画変更の同意 (土地改良指導課) 六一
- 平成十四年度北海道改良普及員資格試験の実施 (農業改良課) 六一
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 六三
- 基本測量の実施の通知 (建設部総務課) 六三
- 道路の区域の変更(二件) (道路整備課) 六三
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 六四
- 都市計画事業の認可 (公園下水道課) 六四
- 過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行事業の一部完了 (公園下水道課) 六四
- 過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行事業の完了 (公園下水道課) 六五
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村公共下水道の代行事業の一部完了 (公園下水道課) 六五
- 河川整備基本方針 (河川課) 六五

公表

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告
 道立教育研究所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示
 道選挙管理委員会告示

○政治資金規正法第十七条第一項適用団体
 道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

告示

示

北海道告示第838号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成14年5月14日

北海道知事 堀

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	不純な和服妻 - 覗かれた情事 - 初熟 Love Potion	新日本映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
映画	介護SEX お義父さん、やめて!	新日本映像	全部	
映画	美女濡れ酒場	オーピー映画	全部	
映画	猥褻ヌードカー 暗闇で抱いて!	新東宝映画	全部	
映画	ケンタッキー・フライド・ムービー	ニューセレクト	全部	
映画	痴漢レイプ魔 淫らな訪問者	新東宝映画	全部	
映画	痴漢病棟	同	全部	
映画	欲情牝 乱れしぶき	オーピー映画	全部	
映画	変態催眠 恥唇いじめ	同	全部	
映画	小林ひとみ 抱きたい女、抱かれたい女	新日本映像	全部	
映画	チョコレート	ギヤガ・コミュニケーション	全部	
映画	ヌチコローダス 腰振り逆噴射	オーピー映画	全部	

映画 いじめる熱女達 -淫乱調教- 新日本映像
同 人妻陰謀責め オービー映画

北海道告示第 839 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（役員に関する事項の変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する法第10条第2項の規定により公告する。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達也

- 1 申請のあった年月日 平成14年3月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称 札幌鍼灸マッサージ師会
- 3 代表者の氏名 吉田 孝雄
- 4 主たる事務所の所在地 北海道札幌市中央区大通西16丁目3番15号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、はり・きゅう・マッサージ等の施術を通じて、地域における高齢者等の健康増進に関する各種事業を行い、もって、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

北海道告示第 840 号

卸売市場法（昭和46年法律第55号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達也

- 1 許可年月日 平成14年4月26日
- 2 廃止年月日 平成14年4月23日
- 3 地方卸売市場の名称 丸中札幌共同青果地方卸売市場
- 4 開設者 丸中札幌共同青果株式会社

北海道告示第 841 号

北海道地方卸売市場条例（昭和46年北海道条例第50号）第19条第2項の規定により、次のとおり卸売業務の廃止の届出があった。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達也

- 1 廃止年月日 平成14年4月23日
- 2 卸売業者の名称 丸中札幌共同青果株式会社

- 3 取扱品目の部類 青果部
- 4 地方卸売市場の名称 丸中札幌共同青果地方卸売市場

北海道告示第 842 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年9月17日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達也

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
釧路フアッシュヨンモール
釧路郡釧路町木場一丁目3番5ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社小嶋自動車工業 代表取締役 菅野 照彦
旭川市豊岡2条4丁目
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎
埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号
株式会社アペイル 代表取締役 島村 治伸
埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年12月20日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,029平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
84台
イ 駐輪場の収容台数
33台
ウ 荷さばき施設の面積

270平方メートル

工 廃棄物等の保管施設の容量

95立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後9時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成14年4月19日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道釧路支庁経済部商工労働観光課

釧路町産業経済課

(2) 縦覧期間

平成14年5月14日(火)から9月17日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで。ただし、釧路町にあっては、午前8時45分から午後

5時15分まで

北海道告示第843号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年9月17日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北海道リーシングシステム株式会社 代表取締役社長 堀澤 勝己

札幌市中央区大通西6丁目10番地1

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

旭川豊岡タウンプラザ ホーマック豊岡店

旭川市豊岡4条4丁目4-1ほか

ウ 変更しようとする事項

(7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

a 駐車場の位置

(変更前)届出書添付図面「配置図(変更前)」に表示

(変更後)届出書添付図面「配置図(変更後)」に表示

b 駐車場の収容台数

(変更前)193台

(変更後)189台

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 出入口8か所 出口1か所 入口1か所

(変更後) 出入口6か所 出口1か所 入口1か所

エ 変更する年月日

平成14年12月27日

オ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あっては代表者の氏名

ホーマック株式会社 代表取締役 前田 勝敏

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1-41

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,795平方メートル

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

a 駐車場の収容台数

30台

b 荷さばき施設の面積

212平方メートル

c 廃棄物等の保管施設の容量

第1364号

報 告 公 開 報 告

<p>16立方メートル</p> <p>(イ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>2 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>開店時刻 午前9時30分</p> <p>閉店時刻 午後9時</p> <p>b 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>午前8時30分から午後9時30分まで</p> <p>c 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>午前6時から午後9時まで</p> <p>(2) 届出年月日</p> <p>平成14年4月26日</p> <p>(3) 届出書等の縦覧</p> <p>ア 縦覧場所</p> <p>北海道経済部地域産業課</p> <p>北海道上川支庁商工労働観光課</p> <p>イ 縦覧期間</p> <p>平成14年5月14日(火)から9月17日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>ウ 縦覧時間</p> <p>午前9時から午後5時15分まで</p> <p>2(1) 届出事項の概要</p> <p>ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>北海道リーディングシステム株式会社 代表取締役社長 堀澤 勝己</p> <p>札幌市中央区大通西6丁目10番地1</p> <p>イ 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>旭川豊岡タウンプラザ ホクレンショップ豊岡店</p> <p>旭川市豊岡3条4丁目6-1ほか</p> <p>ウ 変更しようとする事項</p> <p>(ア) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>a 駐車場の位置</p> <p>(変更前)届出書添付図面「配置図(変更前)」に表示</p> <p>(変更後)届出書添付図面「配置図(変更後)」に表示</p> <p>b 駐車場の収容台数</p>	<p>(変更前) 午前7時30分から午前8時30分まで 133台</p> <p>午前8時30分から午後9時30分まで 73台</p> <p>午後9時30分から午後10時30分まで 133台</p> <p>(変更後) 午前7時30分から午前8時30分まで 128台</p> <p>午前8時30分から午後9時30分まで 72台</p> <p>午後9時30分から午後10時30分まで 58台</p> <p>(イ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>2 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>(変更前) 開店時刻 午前10時(年27日午前8時55分、年91日午前9時、年2日午前8時)</p> <p>閉店時刻 午後9時(年120日午後10時、年1日午後6時、年1日午後5時)</p> <p>(変更後) 開店時刻 午前8時55分(年2日午前8時)</p> <p>閉店時刻 午後10時</p> <p>b 駐車場の自動車の出入口の数</p> <p>(変更前) 出入口8か所 出口1か所 入口1か所</p> <p>(変更後) 出入口6か所 出口1か所 入口1か所</p> <p>イ 変更する年月日</p> <p>平成14年12月27日。ただし、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更については、平成14年6月27日</p> <p>オ 次に掲げるものうち、上記ウの変更に係るもの以外の事項</p> <p>(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>株式会社エコーア旭川 代表取締役 佐々木俊也</p> <p>旭川市花咲町7丁目3842番地1</p> <p>(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計</p> <p>1,734平方メートル</p> <p>(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>a 駐車場の収容台数</p> <p>25台</p> <p>b 荷さばき施設の面積</p> <p>114平方メートル</p> <p>c 廃棄物等の保管施設の容量</p> <p>55立方メートル</p> <p>(イ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p>
---	---

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分（年2日午前7時30分）から午後10時30分（一部午後9時30分）まで

b 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで

(2) 届出年月日
平成14年4月26日

(3) 届出書等の縦覧
ア 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道上川支庁商工労働観光課

イ 縦覧期間
平成14年5月14日（火）から9月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

ウ 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第844号

北海道告示第734号（大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）の届出）の内容について、届出者から届出の内容を訂正する旨の届出があったので、次のとおり訂正する。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達也

1の(1)の事項中

「上川郡清水町清水第1線50番32」を

「上川郡清水町字清水第1線50番32」に訂正する。

北海道告示第845号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年4月30日、美深土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第846号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、遠別土地改良区が管理する第3頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達也

認可した管理規程の概要
第3頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第847号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。その関係書類は、平成14年5月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達也

地区名 事業の種類 縦覧場所

朱太川 中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、暗きよ、農用地改良保全） 北海道後志支庁

進光 ほ場整備 [担い手育成型]（区画整理） 北海道空知支庁

妹背牛6区 同（区画整理、農業用排水） 同

大和 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、暗きよ、区画整理、農道、客土） 同

一巳中央 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、暗きよ、区画整理） 同

豊正東 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、暗きよ、区画整理、農道） 同

中村北央 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、暗きよ、区画整理、客土） 同

岩幌南 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、暗きよ、区画整理、農道） 同

大曲 土地改良総合整備 [水田農業振興緊急整備型]（農業用排水、暗きよ） 同

西花月 中山間地域総合整備（ほ場整備、客土、暗きよ、農業用排水） 同

北村南 農地保全整備（農地保全施設） 同

中小屋 ため池等整備 [用排水施設整備] 同

北海道告示第848号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成14年5月14日

第1364号

報

公

刊

報

北

北海道知事 堀 達也

土地改良区連合名 土地改良施設名 管理規程の概要
 石狩川水系土地改良区連合 比布川頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
 同 愛別川頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
 同 石狩川愛別頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第 849 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2 第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達也

同意年月日 事業主体名 地区名 事業の種類
 平成14. 4.30 標津町 川北南5線 基盤整備促進 [基盤整備] (農道)
 同 14. 5. 1 鷹栖町 北野西 同

北海道告示第 850 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の3 第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達也

同意年月日 事業主体名 地区名 事業の種類
 平成14. 5. 1 豊頃町 育多 基盤整備促進 [基盤整備] (農道)
 同 大樹町 芽武 基盤整備促進 [基盤整備] (農業用排水、農道)

北海道告示第 851 号

農業改良助長法 (昭和23年法律第165号) 第14条の3 第2項の規定により、平成14年度北海道改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達也

第1 試験の期日 平成14年8月27日 (火)
 1 筆記試験

2 口述試験

平成14年9月18日 (水)

- 第2 試験の場所
- 1 筆記試験
- 2 口述試験
- 第3 受験願書の受付
- 1 受付期間

北海道庁赤れんが庁舎2階 (札幌市中央区北3条西6丁目)
 北海道庁赤れんが庁舎2階

平成14年6月20日 (木) から7月4日 (木) まで (日曜日及び土曜日を除く。)。ただし、郵送によるものは、平成14年7月4日までの消印のあるものに限って受け付ける。

- 2 受付時間
- 第4 受験資格

午前9時から午後5時まで

北海道改良普及員資格試験条例 (昭和27年北海道条例第69号。以下「条例」という。) 第4条第1項から第3項までのいずれかに該当する者

第5 受験手続

- 1 受験願書の請求

受験願書は、北海道農政部長官農業改良課普及推進係 (札幌市中央区北3条西6丁目 専用郵便番号 060 - 8588) に請求すること。郵送による場合は、封筒の表面左側に「改良普及員資格試験受験願書請求」と朱書きし、あて先を明記して返信用切手 (140円分) をはった封筒 (A4サイズが折らずに入るもの) を必ず同封すること。

2 受験願書の提出

受験願書は、次に掲げる書類を添えて北海道農政部長官農業改良課普及推進係に提出すること。郵送による場合には、封筒の表面左側に「改良普及員資格試験受験願書在中」と朱書きすること。

(1) 写真 (最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、手札型で台紙のないもの。なお、裏面に氏名及び撮影年月日を自書すること。)

(2) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込み証明書、最終学校修了証明書若しくは修了見込み証明書又は大学入学資格検定合格証明書

(3) 受験資格証明書

第6 試験の方法

- 1 筆記試験

試験は、筆記試験及び口述試験とする。

筆記試験は、改良普及員として必要な教養並びに専門的技術及び知識に関する事項について、受験者が次の表に掲げる必須項目及び専門選択項目からは2項目を選択し、択一式又は記述式の方法により行い、さらに、専門選択項目から1項目 (択一式又は記述式で選択する項目と重複できる。) を選択し、論文式の方法に

より行う。

必須項目	専 門 選 択 項 目
教育概論 農業概論 農業技術論 農政事情 農業経営 生活経営	作物園芸 畜産 土壌肥料 植物病理及び昆虫 農業機械及び施設 植物育種 生命工 学 食品化学及び食品加工 生物化学 マー ケティング論 農業経済 家庭経済 会計学 労働科学 栄養学 建築及び住居 農村計 画 生活福祉 社会学 統計学及び情報処理

- 2 口 述 試 験
口述試験は、筆記試験の合格者に対し、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。
- 7 受 験 手 数 料
受験手数料は徴しない。
- 8 合 否 の 公 表
口述試験実施後 1 か月以内に受験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。
- 9 そ の 他
詳細については、北海道農政部農業改良課普及推進係（電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 363）に照会すること。

北海道告示第 852 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

- 平成14年 5月14日
- 1 解除予定保安林の所在
北海道知事 堀 達 也
枝幸郡浜頓別町字仁達内4487の1・4487の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解 除 の 理 由
農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁経済部林務課及び浜頓別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 853 号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年 5月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間
平成14年 5月7日から平成15年 3月31日まで
- 3 作業地域
札幌市、旭川市、稚内市、芦別市、紋別市、深川市、石狩市、当別町、新篠津村、木古内町、戸井町、島牧村、積丹町、赤井川村、東川町、南富良野町、朝日町、美深町、中川町、小平町、羽幌町、幌延町、中頓別町、津別町、斜里町、留辺蘂町、生田原町、白滝村、西興部村、日高町、門別町、浦河町、上士幌町、鹿追町、芽室町、幕別町、本別町、陸別町、浦幌町、浜中町、標茶町、別海町、中標津町、標津町

北海道告示第 854 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成14年 5月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類
道道
 - 2 路 線 名
城丘江差線
 - 3 道路の区域
間 変更前 後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
- | | | | | |
|---------------|---|-----------|---------|---|
| 檜山郡厚沢部町字上の山 | 前 | 8.21m から | 896.85m | — |
| 130番1地先から檜山郡厚 | 後 | 32.55m まで | — | — |
| 沢部町字松園町11番地先ま | 後 | 18.03m から | 903.44m | — |
| で | | 80.00m まで | | |

北海道告示第 855 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成14年 5月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類
道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区 区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
帯広新得線	上川郡清水町字熊牛141番27地先から 上川郡新得町屈足旭町東4丁目11番地先まで		前	7.80mから 59.20mまで	2,158.62m	—
			前	14.08mから 87.90mまで	2,062.73m	—
帯広浦幌線	中川郡豊頃町十弗295番1地先から 中川郡豊頃町十弗宝町63番地先まで		前	16.47mから 38.90mまで	1,228.00m	—
			後	16.47mから 38.90mまで	1,228.00m	—
			後	13.00mから 124.94mまで	2,062.73m	—
			後	22.61mから 74.71mまで	1,150.00m	—

北海道告示第856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達 也

道路の種類	道 道	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
1 道路の種類	道 道					
2 路 線 名	北見白糠線					
3 道路の区域						
足寄郡足寄町上足寄国有林十勝東部森林管理署134林班ま小班地先から足寄郡足寄町上足寄国有林十勝東部森林管理署134林班そ小班地先まで	足寄郡足寄町上足寄153番6地先から足寄郡足寄町上		前	21.89mから 50.60mまで	140.00m	—
			後	21.89mから 67.00mまで	140.00m	—
足寄郡足寄町上足寄153番6地先から足寄郡足寄町上			前	14.00mから 20.00mまで	200.00m	—
			後	—	—	—

北海道告示第857号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成14年5月14日

北海道知事 堀 達 也

1 施行者の名称	名寄市
2 都市計画事業の種類及び名称	名寄都市計画公園事業 9・6・1号サンピラーパーク
3 事業の施行期間	平成14年5月14日から平成19年3月31日まで
4 事業地	名寄市字日進地内
(1) 収用の部分	なし
(2) 使用の部分	なし

北海道告示第858号

過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定による公共下

水道の工事の一部を次のとおり完了した。

- 平成14年 5月14日 北海道知事 堀 達 也
- 1 公共下水道の名称 利尻富士町特定環境保全公共下水道
 - 2 工事の内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野20番1地先から富士野8番1地先まで、富士野32番2地先から富士野55番3地先まで、富士岬107番地先から富士岬132番地先まで
 - 3 工事の完了の日 平成14年 3月26日

北海道告示第 859 号

過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定による公共下水道の工事を次のとおり完了した。

平成14年 5月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 公共下水道の名称 利尻町特定環境保全公共下水道
- 1(2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 利尻郡利尻町沓形字泉町68番7地先から神居7番9地先まで、神居174番地先、泉町122番1地先、本町93番地先、日出町12番地先、種富町45番地先、種富町102番地先、種富町107番地先
- 処理場 利尻郡利尻町沓形字種富町116番地先
- 放流管渠 利尻郡利尻町沓形字種富町116番地先から種富町137番地先まで
- (3) 工事の完了の日 平成14年 3月26日
- 2(1) 公共下水道の名称 奥尻町特定環境保全公共下水道
- 2(2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 奥尻郡奥尻町字奥尻33-1番地地先から253-3番地地先まで、奥尻無番地（民宿なべつる）地先から奥尻766-5番地地先まで、奥尻309番地地先から球浦3番地地先まで

- (3) 工事の完了の日 平成14年 3月25日 1番地地先、赤石393-6番地地先
- 3(1) 公共下水道の名称 古平町公共下水道
- (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 古平郡古平町大字浜町694番地2地先から浜町393番地5地先まで、浜町175番地1地先から浜町1番地14地先まで、入船町46番地2地先から本町78番地1地先まで、沢江町154番地1地先から浜町1716番地5地先まで、浜町414番地2地先から浜町193番地7地先まで
- (3) 工事の完了の日 平成14年 3月25日

北海道告示第 860 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定による公共下水道の工事を次のとおり完了した。

平成14年 5月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 公共下水道の名称 戸井町特定環境保全公共下水道
- (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 亀田郡戸井町字釜谷4番1番地先から釜谷82番1番地先まで
- (3) 工事の完了の日 平成14年 3月27日
- 2(1) 公共下水道の名称 丸瀬布町特定環境保全公共下水道
- (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 紋別郡丸瀬布町中町114番地地先から東町77番地地先まで、東町85番地地先から東町78番地地先まで
- (3) 工事の完了の日 平成13年 3月28日

公

報

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川太櫓川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。
 （「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び函館土木現業所並びに北檜山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成14年5月14日
北海道知事 堀 達也

興業廳北石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年5月14日

北海道教育庁石狩教育局長 大内 主計

1(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 一式 106台

イ 調達を要する物品等の仕様等は、入札説明書及び要求仕様書による。

ウ 納入期限 平成14年7月26日（金）

エ 納入場所 北海道千歳北陽高等学校
北海道恵庭北高等学校
北海道北広島高等学校
北海道北広島高等学校

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(イ)から(ウ)まで定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(イ) 申請の時期 平成14年5月14日から6月7日まで

(ウ) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局企画総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局企画総務課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 517

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階

北海道教育庁石狩教育局会議室（郵送による場合は、郵便

番号 060 - 8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）

イ 入札日時 平成14年6月25日（火）午前10時（郵送による場合は、

平成14年6月24日までに必着のこと。）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局企画総務課

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他

ア 開札の時に於いて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

<p>イ 入札金額に係る消費税等の取扱い</p> <p>(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(ア) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課</p> <p>(イ) 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 517</p> <p>エ 契約の手續きにおいて、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。</p> <p>カ この入札の執行は、公開する。</p> <p>キ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(11) Summary</p> <p>A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 106 sets</p> <p>B. Bidding date and time : 10 : 00 A. M., June 25, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than June 24)</p> <p>C. Contact Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Government Kita 3, Nishi 7, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan Phone : 011-231-4111 Ext. 34-517</p> <p>2(1) 入札に付する事項</p> <p>ア 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 121台</p> <p>イ 調達を要する物品等の仕様等は、入札説明書及び要求仕様書による。</p>	<p>ウ 納 入 期 限 平成14年7月26日（金）</p> <p>エ 納 入 場 所 北海道札幌南高等学校 北海道札幌手稲高等学校 北海道札幌南陵高等学校 北海道札幌平岡高等学校</p> <p>(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>ウ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。</p> <p>(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(ア)から(ウ)まで定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>(ア) 申 請 の 時 期 平成14年5月14日から6月7日まで</p> <p>(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>(ウ) 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課</p> <p>イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>(4) 契約条項を示す場所 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 517</p> <p>(5) 入札執行の場所及び日時</p> <p>ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）</p> <p>イ 入 札 日 時 平成14年6月25日（火） 午前10時30分（郵送による場合は、平成14年6月24日までに必着のこと。）</p> <p>ウ 開 札 場 所 アに同じ。</p> <p>エ 開 札 日 時 アに同じ。</p> <p>(6) 入 札 保 証 金</p>
---	---

第1364号

報 告 公 開 規 則

<p>ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>(7) 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>ア 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課</p> <p>イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。</p> <p>(8) 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>(9) 契約書作成の要否</p> <p>(10) そ の 他</p> <p>ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>イ 入札金額に係る消費税等の取扱い</p> <p>(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(7) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課</p> <p>(4) 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 517</p> <p>エ 契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨</p>	<p>日本語及び日本国通貨</p> <p>オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>カ この入札の執行は、公開する。</p> <p>キ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(11) Summary</p> <p>A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 121 sets</p> <p>B. Bidding date and time : 10 : 30 A. M., June 25, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than June 24)</p> <p>C. Contact Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Government Kita 3, Nishi 7, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan Phone : 011-231-4111 Ext. 34-517</p> <p>3(1) 入札に付する事項</p> <p>ア 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 139台</p> <p>イ 調達を要する物品等の仕様等は、入札説明書及び要求仕様書による。</p> <p>ウ 納 入 期 限 平成14年7月26日（金）</p> <p>エ 納 入 場 所 北海道札幌北陵高等学校 北海道札幌東陵高等学校 北海道札幌篠路高等学校 北海道石狩翔陽高等学校</p> <p>(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>ウ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。</p> <p>(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする</p>
--	--

<p>る者は(7)から(7)まで定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>(7) 申請の時期 平成14年5月14日から6月7日まで</p> <p>(4) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課</p> <p>イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>(4) 契約条項を示す場所 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 517</p> <p>(5) 入札執行の場所及び日時</p> <p>ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 6階 北海道教育庁石狩教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）</p> <p>イ 入 札 日 時 平成14年6月25日（火） 午前11時（郵送による場合は、平成14年6月24日までに必着のこと。）</p> <p>ウ 開 札 場 所 アと同じ。</p> <p>エ 開 札 日 時 イと同じ。</p> <p>(6) 入 札 保 証 金</p> <p>ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>(7) 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>ア 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課</p> <p>イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。</p> <p>(8) 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p>	<p>(9) 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>(10) その他</p> <p>ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>イ 入札金額に係る消費税等の取扱い</p> <p>(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(7) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課</p> <p>(4) 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 517</p> <p>エ 契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>カ この入札の執行は、公開する。</p> <p>キ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(11) Summary</p> <p>A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 139 sets</p> <p>B. Bidding date and time : 11 : 00 A. M., June 25, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than June 24)</p> <p>C. Contact Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Government Kita 3, Nishi 7, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan</p>
--	---

概要	製造業者名 株式会社三共	型式試験番号 20016300
検査の有効期間	平成14年5月14日	第20016300号
検査の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間	
検査申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会	
代表者の氏名	代表取締役 市原 茂	
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地	
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型式名	ツチモンEX	
製造業者名	株式会社大一商会	
型式試験番号	21002400	
検査年月日	平成14年5月14日	第21002400号
検査の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間	
検査申請者の氏名 又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一	
製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地	
遊技機の種類	回胴式遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式名	ズストロイヤーXX	
製造業者名	山佐株式会社	
型式試験番号	14064400	
検査年月日	平成14年5月14日	第14064400号
検査の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間	
検査申請者の氏名 又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一	
製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地	

遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	ネオブラネット
製造業者名	山佐株式会社
型式試験番号	14068400
検査年月日	平成14年5月14日
検査の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間
検査申請者の氏名 又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社
代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一
製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	リノV
製造業者名	山佐株式会社
型式試験番号	14066200
検査年月日	平成14年5月14日
検査の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間
検査申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地 株式会社第一藤工業

第1364号

報 公 刊 北

代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
型式	遊技機の種類 回胴式遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	マデッソ
製造業者名	株式会社第一藤工業
型式試験番号	24003400
検定年月日	平成14年5月14日
検定番号	第24003400号
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
代表者の氏名	代表取締役 永野 裕豊
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
型式	遊技機の種類 ばちんこ遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRマイドインジヤパン楽1
製造業者名	豊丸産業株式会社
型式試験番号	20018500
検定年月日	平成14年5月14日
検定番号	第20018500号
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
代表者の氏名	代表取締役 永野 裕豊
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
型式	遊技機の種類 ばちんこ遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRマイドインジヤパン極2
製造業者名	豊丸産業株式会社
型式試験番号	20017000
検定年月日	平成14年5月14日
検定番号	第20017000号

検定の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	神奈川県伊勢原市鈴川7番地 株式会社オーイズミ
代表者の氏名	代表取締役 大泉 政治
製造又は検査を行う事業所の所在地	神奈川県伊勢原市鈴川7番地
型式	遊技機の種類 回胴式遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	フルースカイ
製造業者名	株式会社オーイズミ
型式試験番号	14065900
検定年月日	平成14年5月14日
検定番号	第14065900号
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット
代表者の氏名	代表取締役 国本 幸司
製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号
型式	遊技機の種類 回胴式遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	クイック
製造業者名	株式会社ネット
型式試験番号	24008200
検定年月日	平成14年5月14日
検定番号	第24008200号
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット
代表者の氏名	代表取締役 国本 幸司
製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号
型式	遊技機の種類 回胴式遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	サライズ
製造業者名	株式会社ネット

型式試験番号	24011700
検定年月日	平成14年5月14日
検定番号	第24011700号
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
代表者の氏名	代表取締役 上野 栄作
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二丁目2番18号 静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地
型式	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRミツクス獣っス
製造業者名	奥村遊機株式会社
型式試験番号	20016900
検定年月日	平成14年5月14日
検定番号	第20016900号
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府東大阪市長田中1丁目4番6号 株式会社パイオニア
代表者の氏名	代表取締役 野口 三次
製造又は検査を行う事業所の所在地	佐賀県小城市津町大字下砥川1番地1
型式	遊技機の種類 回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	スプラッシュセブン-30
製造業者名	株式会社パイオニア
型式試験番号	14038200
検定年月日	平成14年5月14日
検定番号	第14038200号
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府東大阪市長田中1丁目4番6号 株式会社パイオニア
代表者の氏名	代表取締役 野口 三次
製造又は検査を行う事業所の所在地	佐賀県小城市津町大字下砥川1番地1
型式	遊技機の種類 回胴式遊技機

型式	遊技機の区分 遊技機の種類 スーパードキスロ-30
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	スーパードキスロ-30
製造業者名	株式会社パイオニア
型式試験番号	24003200
検定年月日	平成14年5月14日
検定番号	第24003200号
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府東大阪市長田中1丁目4番6号 株式会社パイオニア
代表者の氏名	代表取締役 野口 三次
製造又は検査を行う事業所の所在地	佐賀県小城市津町大字下砥川1番地1
型式	遊技機の種類 回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	ハイビ-30
製造業者名	株式会社パイオニア
型式試験番号	14036900
検定年月日	平成14年5月14日
検定番号	第14036900号
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月14日)から3年間

平成十四年五月十四日

火曜日

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリント
ト務
部海
株式法
会制
社文
道書
課